

大阪市立大学生活科学部同窓会会則

昭和 33 年 11 月 制定
昭和 41 年 4 月 一部改正
昭和 50 年 4 月 一部改正
昭和 54 年 4 月 一部改正
平成 3 年 8 月 全面改正
平成 21 年 11 月 3 日 一部改正
令和元年 11 月 3 日 一部改正

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、大阪市立大学生活科学部同窓会と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は、会員相互の連絡、親睦を厚くし、大阪市立大学生活科学部の発展に資するを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は、その目的を達するために下記の事業を行う。

1. 会報の発行
2. 会員名簿の管理と発行
3. その他本会の目的を達するために必要な事項

(事務所)

第 4 条 本会は事務局を大阪市立大学高原記念館学友会(大阪市住吉区杉本 3 丁目 3 番 138 号 電話 06-6605-3418) 内におく。

第 2 章 会 員

(会 員)

第 5 条 本会は、下記の会員をもって組織する。

1. 正会員
 - (1) 大阪市立西華高等女学校、本科、および高等科（一、二、三年課程）、専攻科（三年課程）ならびに大阪市立女子専門学校卒業生
 - (2) 大阪市立大学家政学部ならびに生活科学部卒業生
 - (3) 大阪市立大学大学院家政学研究科ならびに大学院生活科学研究科修了生
 - (4) 中退生、聴講生、研修生等で役員会の承認を得た者
2. 準会員（準会員は、卒業・修了と同時に正会員となる）
 - (1) 大阪市立大学生活科学部学生
 - (2) 大阪市立大学大学院生活科学研究科学生
3. 特別会員

- (1) 大阪市立西華高等女学校、本科、高等科、専攻科ならびに大阪市立女子専門学校
学校の元教員
- (2) 大阪市立大学生活科学部の教職員、元教員、元技術職員
- (3) 役員会で推薦した者

第3章 役員

(役員)

第6条 本会は下記の役員を置く。

1. 名誉会長 1名
2. 会長 1名
3. 副会長 2名
4. 委員 若干名
5. 会計監査 2名

(名誉会長)

第7条 名誉会長は、大阪市立大学生活科学部長をこれに推す。

(役員を選任)

第8条 他の役員は、正会員の中から下記の方法によって選任する。

1. 会長、副会長、および会計監査は、総会において、正会員中より若干名の選考委員を選び、その推薦にもとづき選任する。
2. 委員は、総会において選出する。

(役員職務)

第9条 役員職務は下記の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、総会、役員会を召集し、その議長となる。
2. 副会長は、会長を助け、会長に事故あるときには、これを代理する。
3. 委員は、役員会の決議により、会計、書記、事業、庶務等の常務を分担し、運営する。
4. 会計監査は、本会に関する一切の会計を監査する。
5. 役員会は、本会の目的を遂行するために、学年委員を指名することができる。

(役員任期)

第10条 役員任期は総会から総会までの2年とし、再任は妨げない。

第4章 会議

(会議の種類)

第11条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(会議の召集・議長)

第12条 総会及び役員会は、会長が召集し、総会の議長は総会で選出し、役員会は会長が議長となる。

(定期総会)

第13条 定期総会は、2年に1回開き、役員承認、事業報告、及び会計報告を行ない、必要事項を討議する。

(臨時総会)

第14条 臨時総会は、会長及び役員会が必要と認めた時、又は正会員の3分の1以上の要求があった時、これを開く。

(役員会の構成)

第15条 役員会は、会長、副会長及び委員でもって構成し、その議決によって一切の会務を処理し、必要に応じ、常任委員会を置くことができる。

(役員会の開催・議決)

第16条 役員会は会長、又は役員会構成員の3分の1以上が必要と認めた時、これを開く。

但し、役員会は構成員の2分の1以上の出席がなければ議決することができない。

(総会・役員会の議決)

第17条 総会及び役員会は、出席者の過半数をもって議決する。賛否同数の場合は、議長がこれを議決する。但し、特別会員及び準会員は総会において議決権をもたない。

第5章 会費

(会費)

第18条 正会員及び準会員は、入会金及び終身会費として、入会時に30,000円を納入する。平成17年4月以降は、正会員及び準会員は、学友会入会をもって、会費を納入したものとする。

(会計年次)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始め、3月31日に終わる。

(寄付行為)

第20条 本会は、その経費に当てるため、会員その他から寄付を受けることができる。

(収支決算)

第21条 本会の収支の決算は、会計監査の監査を経て、総会に報告し、承認を受けるものとする。

第6章 雑則

(会則変更)

第22条 この会則の変更は、総会出席者の3分の2以上の同意がなければ行なうことができない。

(委任)

第23条 この会則に規定されていない事項については、役員会でこれを定める。

付則

(施行期日)

この改正会則は、令和元年11月3日から施行する。